

事務連絡  
平成28年4月11日

各郡市医師会  
社会保険担当理事 殿

長崎県医師会常任理事  
長谷川 宏

平成28年度診療報酬改定関係

外来後発医薬品使用体制加算の施設基準届出の参考資料の送付について

今回新設されました「外来後発医薬品使用体制加算」の施設基準の届出に関して、記入及び添付書類の参考資料についてお問い合わせを頂きましたので例を作成しましたのでお送りいたします。

なお、本例はあくまでも参考事例であり、各医療機関において自院に応じた内容に変更下さるようお願いいたします。

**1. 様式38の3「外来後発医薬品使用体制加算の施設基準に係る届出書添付書類」の2. 後発医薬品の使用を促進するための体制の整備の記入例**

様式38の3

2. 後発医薬品の使用を促進するための体制の整備

後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を入手・評価する手順	厚生労働省の薬価基準収載品目リスト及び後発医薬品に関する情報並び製薬メーカー等からの情報提供をもとに、本院設置の委員会で採用についての評価を行う。
-----------------------------------	---

**様式 38 の 3 「外来後発医薬品使用体制加算の施設基準に係る届出書添付書類」に添付が求められている” 1 後発医薬品の採用について検討を行う委員会等の名称、目的、構成員の職種・氏名等、検討する内容、開催回数等を記載した概要” の例。**

〇〇〇医院 後発医薬品採用検討委員会

1. 目的

本委員会は、本院における後発医薬品の採用推進を目的として、後発医薬品の品質、安全性、安定供給等の情報を入手し評価することを目的とする。

2. 構成員

本院院長を委員長とし、以下の委員をもって組織する。

- ・院 長    〇〇〇〇
- ・看護師    〇〇〇〇
- ・〇〇〇    〇〇〇〇

職種、人数は定められていません。  
院長を委員長として、医薬品を取り扱う従事者等を含め複数人で構成して下さい。

3. 検討する内容（主な事項）

- ・有効性、安全性が担保されている医薬品であること。
- ・原則として採用される後発医薬品は先発医薬品と同等以上の保険適応を有すること。
- ・発売後一定期間を経過し、効果・副作用発現頻度等において先発医薬品と同等以上の評価が得られていること。
- ・該当医薬品に関し適正な情報提供が行われるメーカーの製品であること。
- ・安定供給が保証されているもの。
- ・流通段階において適正に保管管理され、納入時には適正ロットの納品が可能であること。

後発医薬品採用する際に必要と思われる検討事項を記載下さい。

4. 開催回数

3ヶ月に1回（基本的に〇月、〇月、〇月、〇月）開催し、必要な場合はその都度開催する。

開催回数は定められていません。  
各医療機関で必要と思われる頻度での開催を記載下さい。

※その他、各医療機関の状況に応じて、必要があると思われる事項を追加して下さい。